

地域団体からの申請に基づく「ふれあい安心名簿認証第1号」

平成22年(2010年)7月2日

箕面市では、平成22年4月1日から「箕面市ふれあい安心名簿条例」を施行しています。

7月2日、同条例に基づき、地域団体(箕面市立小・中学校など行政機関を除く)としては第1号となる認証記号交付書が消防団員OBで組織する「紅消会(こうしょうかい)」に交付されました。

認証された名簿は、「紅消会役員名簿」で同会役員の氏名・住所・連絡先が記載され、役員間の緊急連絡や情報交換等に利用されます。

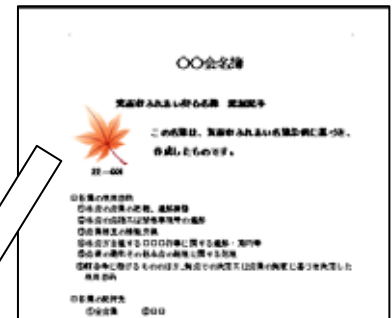
同日、紅消会会長の松谷強五氏ら2人が市役所を訪れ、倉田市長から松谷会長に「ふれあい安心名簿」の認証記号交付書が手渡されました。

1. ふれあい安心名簿条例

地域団体の活動の活性化や災害時等の緊急連絡に有用な名簿を、市民が安心して作成・利用するための手続きを定めています。

個人情報を守りながら名簿を作成・利用するための手続きを定め、その手続きどおり作成・利用される名簿を、市が認証するものです。

平成22年4月1日から施行しています。



2. 条例施行後の市の取り組み

5月24日(月)から6月13日(日)の間、8回の市民説明会を実施しました。

条例施行に伴い、市民周知用のリーフレット(カラー・A4版・4ページ)を18,000部、地域団体の役員向け説明用のパンフレット(1色刷・A4・8ページ)1,000部を作成し、市内の自治会や公共施設等に配付して周知・啓発に努めています。

知・啓発に努めています。

箕面市ふれあい安心名簿 認証記号



22-001

この名簿は、ふれあい安心名簿条例に基づき作成しています。

認証記号のイメージです

3. 現在の認証状況

今回交付分が、4月1日に施行した「箕面市ふれあい安心名簿条例」に基づく認証として、地域団体(箕面市立小・中学校など行政機関を除く)の第1号になります。

自治会等でも認証申請の取り組みを進めておられるほか、行政機関である箕面市立小・中学校のクラス名簿はすでに認証しています。

紅消会:消防団員のOBで結成された団体。
松谷強五会長。会員167人(うち、役員は25人)

問い合わせ先
総務部総務課
TEL 072-723-2121(代表)
FAX 072-723-2096